

炭酸飲料の日本農林規格

制	定	昭和49年6月27日農林省告示第567号
改	正	昭和51年6月25日農林省告示第609号
改	正	昭和55年2月9日農林水産省告示第145号
改	正	昭和55年2月25日農林水産省告示第208号
改	正	昭和61年8月2日農林水産省告示第1273号
改	正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改	正	平成元年11月22日農林水産省告示第1563号
改	正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改	正	平成3年8月8日農林水産省告示第1007号
改	正	平成6年3月1日農林水産省告示第435号
改	正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改	正	平成8年4月4日農林水産省告示第424号
改	正	平成9年2月17日農林水産省告示第248号
改	正	平成11年1月5日農林水産省告示第1号
改	正	平成18年8月2日農林水産省告示第1052号
最終	改正	平成27年5月28日農林水産省告示第1387号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、炭酸飲料に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水（以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フレーバリング	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品

(規格)

第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
性状	1 色が良好であること。 2 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。 3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈でんがないこと。 4 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、微細な気泡が持続的に出ること。

ガ ス 内 圧 力	別表に適合するものであること。
添 加 物	1 保存料 安息香酸ナトリウム及びパラオキシ安息香酸ブチル以外のものを使用していないこと。 2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。 3 乳化剤 シヨ糖脂肪酸エステル及びグリセリン脂肪酸エステル以外のものを使用していないこと。
異 物	混入していないこと。
内 容 量	表示量に適合しているものであること。

- 2 原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならない。
- 3 使用する二酸化炭素の純度は、99.95%（容容）以上でなければならない。
- 4 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.03%（無水物換算）以下でなければならない。
- 5 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.015%（無水物換算）以下でなければならない。

（測定方法）

第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値をMPaで表わすものとする。

別表（第3条関係）

区 分	ガ ス 内 圧 力	
第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの	0.29MPa以上であること。	
第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの	(1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたもの	0.07MPa以上であること。
	(2) (1)以外のもの	0.10MPa以上であること。

最終改正の改正文（平成27年5月28日農林水産省告示第1387号）抄公布の日から施行する。